

産業衛生学会近畿地方会看護部会 2018 年度第 2 回定例研修会

1. 日 時：2019 年 2 月 9 日（土） 13：30～17：00 （受付 13：00～）

懇談会： 13：40～14：40

「産業保健の最近の動向と産業看護職の役割」 意見交換会を予定

講 師：五十嵐 千代先生 日本産業衛生学会産業看護部会部会長

講演会：14：50～16：55

「治療就労両立、障害者雇用における合理的配慮～産業看護職が知っておきたいポイントと実践～」

講 師：辻 洋志 先生（南森町 CH 労働衛生コンサルタント事務所 代表）

近畿地方会ニュース用（案）

2016 年 4 月に改正障害者雇用促進法が施行され、事業者は治療就労両立や障害者雇用の場面で合理的配慮の提供が義務づけられました。すでに世界では合理的配慮は産業衛生分野の活動の大きな柱の一つとなっておりますが、輸入された概念ということもあり、日本では労働者はもとより人事や総務の間でもまだまだなじみが薄い状況です。今後、病気や障害を抱える従業員がより働きやすいよう支援するために、産業看護職が知っておきたいポイントと、現場での実践につながる事例を分かりやすくご紹介いたします。

抄録

2016 年 4 月に改正障害者雇用促進法が施行され、事業者は合理的配慮の提供が義務となりました。合理的配慮とは障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、事業者にとって過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な個別の調整や変更をおこなう事で、労働衛生関連の学会などでもたびたび耳にすることも多くなってきたと思います。しかし、合理的配慮は決して新しい概念ではなく、1990年に米国で制定された障害を持つアメリカ人法をルーツとした世界的な流れによって導入された事、また対象となる障害は原因及び種類は限定しておらず、幅広い障害を対象としているため、従来の障害者雇用のみならず、治療就労両立の際にも配慮が義務付けられていることについてはあまり知られていません。すでに世界では合理的配慮は産業衛生分野の活動の大きな柱の一つとなっておりますが、輸入された概念ということもあり、日本では労働者はもとより人事や総務の間でもまだまだなじみが薄い状況です。今後、病気や障害を抱える従業員がより働きやすいよう支援するために、産業看護職が知っておきたいポイントと、現場での実践につながる事例を分かりやすくご紹介いたします。

2. 会 場： エル・おおさか 南館

3. 定 員：100 名

4. 講演内容：

講 師：辻洋志 先生